

高知県地域スポーツ推進員（高知県地域おこし協力隊員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が地域スポーツの推進を図るために配置する「高知県地域スポーツ推進員（高知県地域おこし協力隊員）」（以下「推進員」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 推進員を配置し、地域のニーズに応じたスポーツ機会の拡充や指導者の確保に資する取り組みなど、市町村やスポーツ関係団体等に対する実務的な支援等を行い、運動やスポーツが好きな子どもの増加や障害者のスポーツ参加の拡大を図る。

（業務内容）

第3条

推進員は、地域における子どもや障害者のスポーツ環境づくりの支援に関し、次の業務を行う。

- （1） 運動やスポーツが好きな子どもを増やす取り組みに関すること
 - ア 子どもや保護者等のスポーツニーズの調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ 地域において、子どもがスポーツに出会い、自分に合ったスポーツを続けられる場づくりに関する企画提案及び調整
- （2） スポーツ指導者の確保・養成に関すること
 - ア スポーツ指導者の調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ スポーツ指導者のリスト化やマッチングの体制づくり、運用に関する支援
 - ウ スポーツ指導者の研修に関する支援
- （3） 障害者スポーツの充実に関すること
 - ア 地域における障害者スポーツの調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ 障害者がスポーツに出会う場づくりに関する企画提案及び調整
 - ウ 地域においてスポーツを継続できる環境づくりに関する支援
 - エ 障害者スポーツを支える人材の育成、確保に関する支援
- （4） 市町村域を超えて連携する取り組みに関すること
 - ア 広域にまたがるスポーツ課題の解決に向けた提案及び調整
 - イ 各地域（県内6エリア）ごとのアクションプランの作成に関する支援

（任用）

第4条 推進員は、地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れた者で、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が任用する。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者
- （2） 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、県内に移し、住民票を異動させた者
- （3） 前号に規定する要件は、国が定める「地域おこし協力隊推進要綱」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする。
- （4） 前各号に規定するもののほか、任務に必要な技能及び資質は、募集要項に定めるところによる。

(任用期間)

第5条 推進員の任用期間は一会計年度の範囲内とするが、引き続き職が設置された時は、最長3年間まで人事評価により再度任用される場合がある。

(身分)

第6条 推進員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(給与、服務等)

第7条 推進員の給与、服務等については、「高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」に準ずる。

(守秘義務)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退職)

第9条 推進員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(解任)

第10条 知事は、推進員が次の各号の一に該当する場合は、推進員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、推進員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 推進員としてふさわしくない非行があったとき

(県の役割)

第11条 県は、推進員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 推進員の年間事業計画の作成
- (2) 日々の業務管理、キャリアアップ支援
- (3) 活動終了後の定住
- (4) その他、推進員の円滑な活動に必要なこと

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、高知県文化生活スポーツ部スポーツ課で処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員の業務に関し必要な事項は、知事が別途定める。

(附則)

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。